

徳島県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市一宮町 一宮土地改良区	令和四年四月二十八日
阿南市桑野町 桑野西部土地改良区	同 五月二十三日
阿南市楠根町 楠根土地改良区	同 二十六日